

長野県環境影響評価技術委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長野県環境影響評価条例及び同施行規則に定めるところによる他、長野県環境影響評価技術委員会（以下「技術委員会」という。）及び部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、議長が技術委員会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

- (1) 長野県情報公開条例第7条各号に定める非公開情報について審議するとき
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき

(会議の傍聴)

第2条の2 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）が会議場に入室するときは、会議の受付で住所及び氏名の記入をするものとする。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。
- 3 議長は、会議の円滑な運用を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務職員に指示させることができる。

(会議録)

第3条 技術委員会は、会議の概要を記録した会議録を作成するものとする。

- 2 会議録には、議長が署名するものとする。
- 3 会議録は、長野県情報公開条例第7条各号に掲げる情報を除いて、公開するものとする。

(意見書提出)

第4条 会議を欠席する委員又は専門委員は、会議の議題に関する意見を書面により委員長に提出することができる。

(部会への準用)

第5条 第2条から第4条までの規定は、部会について準用する。

(技術委員会の庶務)

第6条 技術委員会及び部会の庶務は、環境部自然保護課において処理する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。